

法人キャッシュカード規定

第1条 カードの利用

普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

- (1) 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

第2条 預金機による預金の預入れ

1. 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限られます。また1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、当初お渡しした「現金自動預金機専用通帳」に「キャッシュカードご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

第3条 支払機による預金の払戻し

1. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額（代表者が別途金額を指定した場合は、指定した金額。）の範囲内とします。
3. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 振込機による振込

1. 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作をされた後は、振込機による振込の訂正・組戻はできません。訂正・組戻が必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
3. 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当組合が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額（代表者が別途金額を指定した場合は、指定した金額。）の範囲内とします。
4. 窓口営業時間終了後および当組合休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
5. 振込金額と第5条の振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金

額を超えるときは、その振込はできません。

6. 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、自動機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときはただちに取扱店の窓口へ申し出てください。
7. 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他やむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条 自動機利用手数料等

1. 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
3. 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第6条 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

1. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
2. 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
3. 前項の払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に法人名・代表者名・金額およびカードの口座番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
4. 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第7条 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記帳

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第8条 カード・暗証番号の管理等

1. 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

第9条 偽造カード等による払戻し

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合および提携組合は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、このかぎりではありません。

第10条 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合および提携先は責任を負いません。

第11条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに代表者から当組合所定の方法により当組合に届け出てください。

第12条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第13条 カードの再発行等

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第14条 預金機・支払機・振込機への誤入力等

1. 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
2. カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当組合所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

第15条 解約、カードの利用停止等

1. 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
2. カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第ただちにカードを当店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の代表者確認書類の提示を受け、当組合が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
 - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

第16条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定により取扱います。

第18条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和2年4月1日 現在